

【別紙 7】

警備保障に関する特記事項

指定管理受託施設の警備について、警備会社等に警備業務を再委託する場合は、以下に定める仕様によるものとする。

（警備方法）

第1 警備は、機械警備とする。

（機械設備の管理）

第2 機械設備の管理にあたっては、善良なる管理者の注意を持ってこれにあたるものとする。

（警備時間）

第3 機械のセット開始からセット解除までの間とする。

（業務内容）

第4 業務内容は以下のとおりとする。

- （1） 火災、盗難、その他の災害の覚知及び拡大防止
- （2） 事故発生時における関係先への緊急通報及び早期かつ適切な措置
- （3） 事故発生後における報告書の提出
- （4） その他施設警備上の必要な措置

（その他）

第5 本業務に係る細目については、市及び指定管理者の指示を受けるものとする。